参考様式第５－１号

６振第94号
令和6年12月11日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

阿南町長

市町村名 （市町村コード）	阿南町 （204048）	
地域名 （地域内農業集落名）	大下条 （大下条）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月22日 （第１回）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

当地区は、集団的でまとまりのある農地が少なく、有害鳥獣による農作物被害や、人口減少と高齢化に伴う農業者の減少が進んでいる。また、販売農家が少なく、1経営体あたりの耕地面積が町内でも少ない地域である。
比較的まとまった農地は中山間等の集落営農や法人受託により農地を維持しているのが現状であり、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、集落営農の更なる推進と、担い手法人への支援、農地維持のため小規模販売農家への支援等が必要である。

（２）　地域における農業の将来の在り方

個々の農家で農地を維持していくことは難しく、法人や集落営農組織によって集団的に農地維持を行う。
担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
小規模農家による農地維持のため、有害鳥獣駆除対策協議会と連携し、有害鳥獣対策を実施し被害軽減を図る。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	176 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	71 ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、区域内で条件が悪く、既に耕作されていない区域は保全・管理を行う区域とする。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針
法人、集団的農業経営体を中心に農地集積を進める。
（２）農地中間管理機構の活用方針
対象農地の場所や担い手等の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組方針
県営中山間総合整備事業により計画的に基盤整備を進める。
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域外から大下条地域での営農を望む経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
①イノシシやシカ、サルの被害が拡大しないよう対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
⑨集団的農業経営体を中心に農用地の集積を進める。